



# 1. 定住自立圏構想の概要

## (1) 地方の厳しい現状

(2005年→2035年)

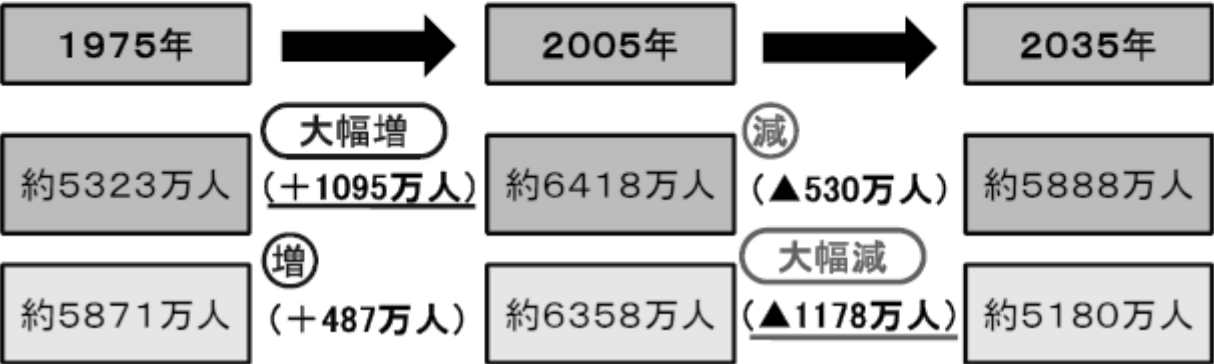
人口減少  
少子高齢化

総人口は約13%減少見込み  
(約12776万人→約11068万人)  
年少人口は約40%減少見込み  
(約1759万人→約1051万人)  
高齢者人口は約45%増加見込み  
(約2576万人→約3725万人)

大都市圏への  
人口偏在

三大都市圏

地方圏



合計 (+1582万人)

(▲1708万人)

(2) 目指すべき方向

人の流れの創出  
「東京圏への人口流出防止」  
「地方圏への人の流れの創出」  
(⇒内需の振興にも寄与)

分権型社会にふさわしい  
社会空間の形成

ライフステージに応じた  
多様な選択肢の提供

- 安心して暮らせる地域
- 中心市と周辺市町村が連携・役割分担
- 生活に必要な都市機能(民間機能・行政機能)を確保

定住自立圏

### (3) 基本的な考え方

#### 選択と集中

- 全ての国民にとって必要な機能を確保しつつ、地方の自主的な取り組みを重点支援。
- 単なる地方へのバラマキではない考え方。

#### 集約とネットワーク

- 全ての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難に。
- 中心市が圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備し、周辺地域と連携・交流

#### 総務省としての支援

- ・ ICT(新しい公共事業)
- ・ 中心市に対する財政措置(交付税・地方債)
- ・ 中心市に都道府県の権限を移譲

#### 各府省の支援

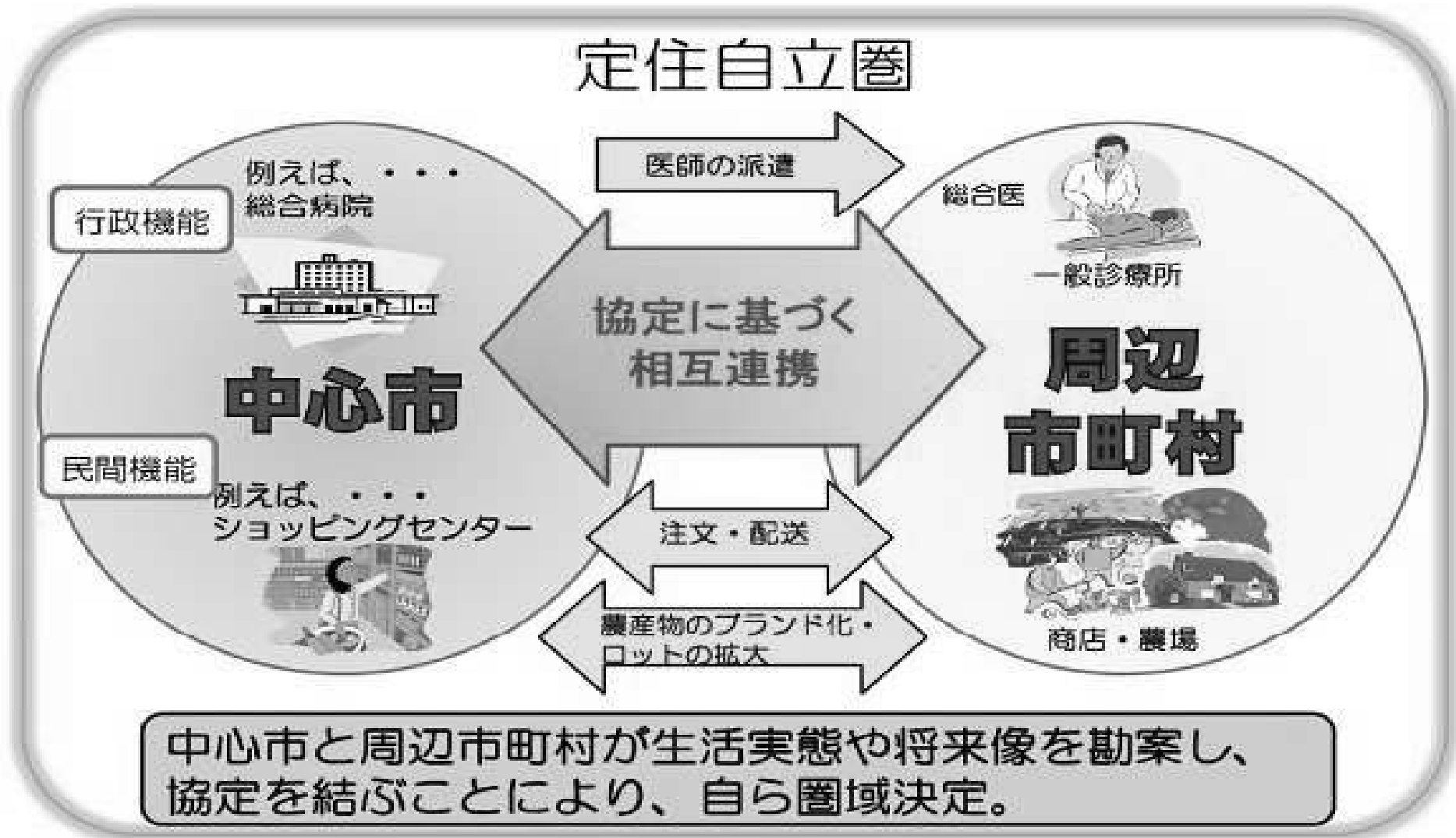
- ・ 医療、福祉 (厚生労働省)
- ・ 住宅、交通 (国土交通省)
- ・ 農林水産業(農林水産省)
- ・       :                等

立案・実施の  
各段階で連携

## 定住自立圏

地方政策展開のプラットフォーム

(4) 定住自立圏のイメージ



## 2. 定住自立圏構想のすすめ方

### (1) 定住自立圏について



## (2) 中心市宣言について

中心市は、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、周辺市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要。

このような観点から、中心市は下記の要件を満たす市となる。また、周辺市町村の意向に配慮しつつ、あらかじめ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を担う意思を「宣言」する。

### 中心市の要件 (全243市)

- ①人口 口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
- ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）

### 中心市宣言

地域全体における生活機能を確保し、魅力を向上させる上で、周辺市町村の意向に配慮しつつ、中心的な役割を担う意思を明示するため、「中心市宣言書」を作成し、公表する。

- ① 地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 行政・民間分野に係る都市機能の集積状況
- ③ 周辺市町村と連携することを想定する取組 等を中心市宣言書に記載

公表後、関係都道府県及び総務省に中心市宣言書の写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

### (3) 定住自立圏形成協定について

人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について、関係市町村の議会の議決を経て定める協定。

#### 中心市と協定を締結する周辺市町村

中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村。  
※通勤通学10%圏等の要素も考慮して、関係市町村において判断。

#### 協定の期間・廃止

協定の期間は、連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、一方の市町村から、議会の議決を経て協定の廃止を求める旨の通告があった場合は、一定期間の経過後に廃止。（この一定期間は、原則として2年間とし、あらかじめ当該協定に規定。）

#### 協定の締結に係る留意事項及び協定の公表・送付

- ・ 中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する周辺市町村とも締結できる 等。
- ・ 協定の締結後、直ちに公表し、関係都道府県及び総務省に協定の写しを送付。  
総務省は速やかに関係府省に写しを送付。



## 協定で規定する取組

定住自立圏全体の活性化を通じて人口の定住を図るという観点から、様々な政策分野において具体的に連携を図っていくことを、協定に規定する。

その上で、特に連携する具体的事項については、地域の実情に応じて柔軟に定めうるが、「集約とネットワーク」の考え方を基本として人口定住を図るために必要な生活機能を確保するという観点から、定住自立圏構想の3つの視点ごとに、各地域の具体的な取組を1つ以上規定する。

### 生活機能の強化

- a 医療
- b 福祉
- c 教育
- d 土地利用
- e 産業振興

### 結びつきやネットワークの強化

- a 地域公共交通
- b デジタル・ディバイドの解消  
へ向けたICTインフラの整備
- c 道路等の交通インフラの整備
- d 地域の生産者・消費者等  
の連携による地産地消
- e 地域内外の住民との交  
流・移住促進
- f 上記のほか、結びつきや  
ネットワークの強化に係る取組

### 圏域マネジメント 能力の強化

- a 中心市等における人材  
の育成
- b 中心市等における外部  
からの行政及び民間人  
材の確保
- c 圏域内市町村の職員等  
の交流
- d 上記のほか、圏域マネジメ  
ント能力の強化に係る取  
組

#### (4) 定住自立圏共生ビジョンについて

中心市は、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、公表する。

##### ビジョンに記載する主要事項及び期間

###### ① 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における都市機能の集積状況等を示すとともに、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示。

###### ② 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

将来像の実現に向けて、協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組を記載。（取組内容、スケジュール、関係する市町村、根拠となる協定等。）

###### ③ ビジョンの期間

期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

##### 策定手続き等

###### ① 関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組に応じて、以下のような民間や地域の関係者を構成員とし、中心市が開催する「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経る。

- ・医療・福祉・教育・産業振興・地域公共交通等各分野の代表者
- ・大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等

###### ② ①における検討を経て、各周辺市町村と当該市町村に関連する部分について協議。

###### ③ 策定後、公表。中心市は周辺市町村、関係都道府県及び総務省にビジョンの写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

## (5) 定住自立圏構想の推進に向けた財政措置・支援策

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対して各種財政措置・支援策がある。

### 1. 中心市及び周辺市町村の取組に関する包括的財政措置

[ ◆ 中心市の上限額 年間4, 000万円程度     ◆ 周辺市町村の上限額 1市町村当たり年間1, 000万円程度 ]

### 2. 地域活性化事業債の充当

### 3. 外部人材の活用に対する財政措置

### 4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
- (2) ふるさと融資の融資限度額等の引き上げ

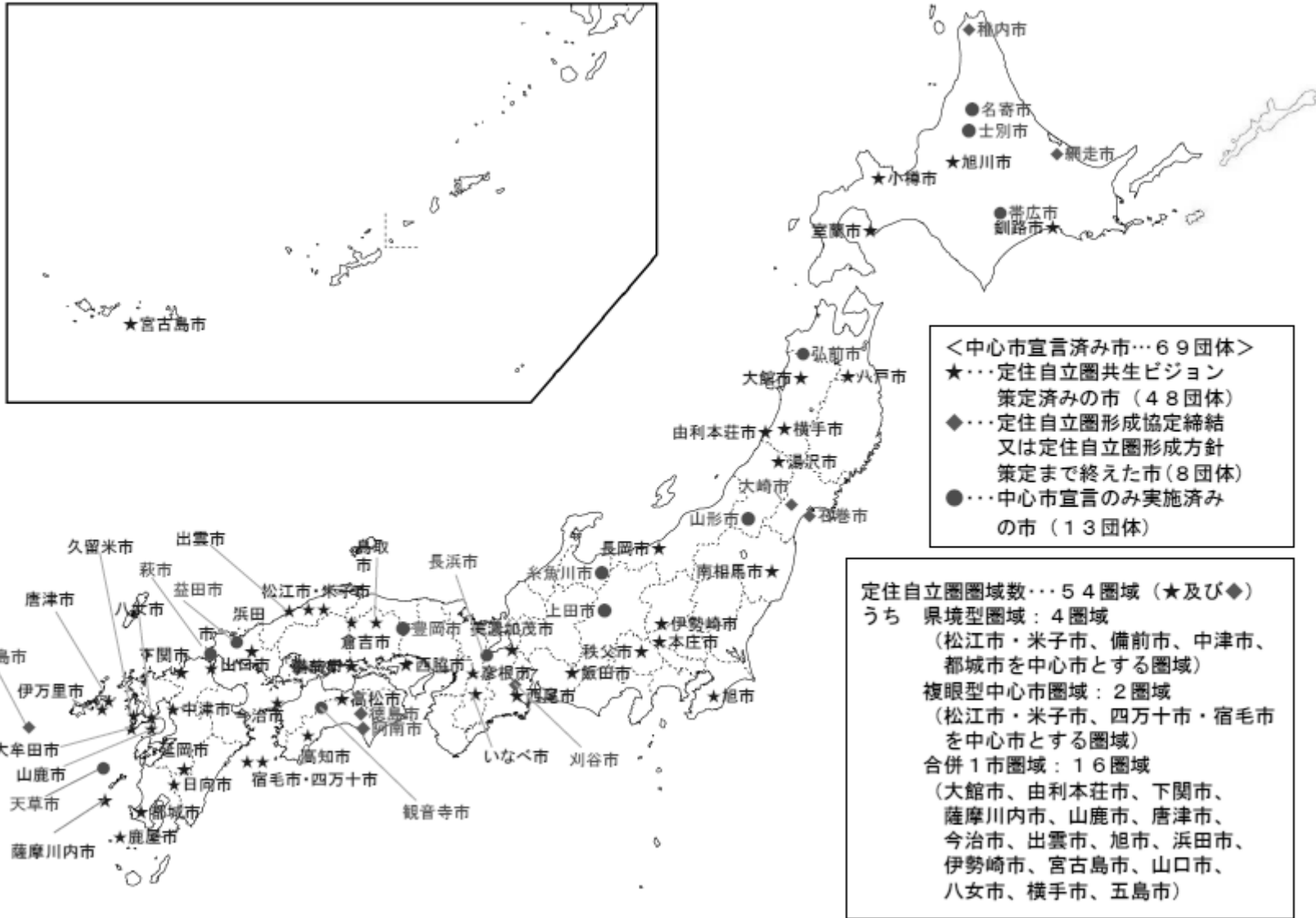
### 5. 個別の施策分野における財政措置

### 6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

### 7. 関係各省の支援策

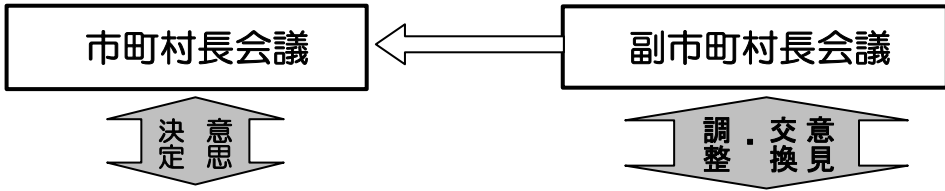
- (1) 補助・交付制度等の優先採択等

### 3. 全国の定住自立圏の取組状況 (平成 23 年 3 月 31 日現在)



# 4. 十勝圏（19市町村）における取組

## (1) 十勝圏の定住自立圏の推進体制

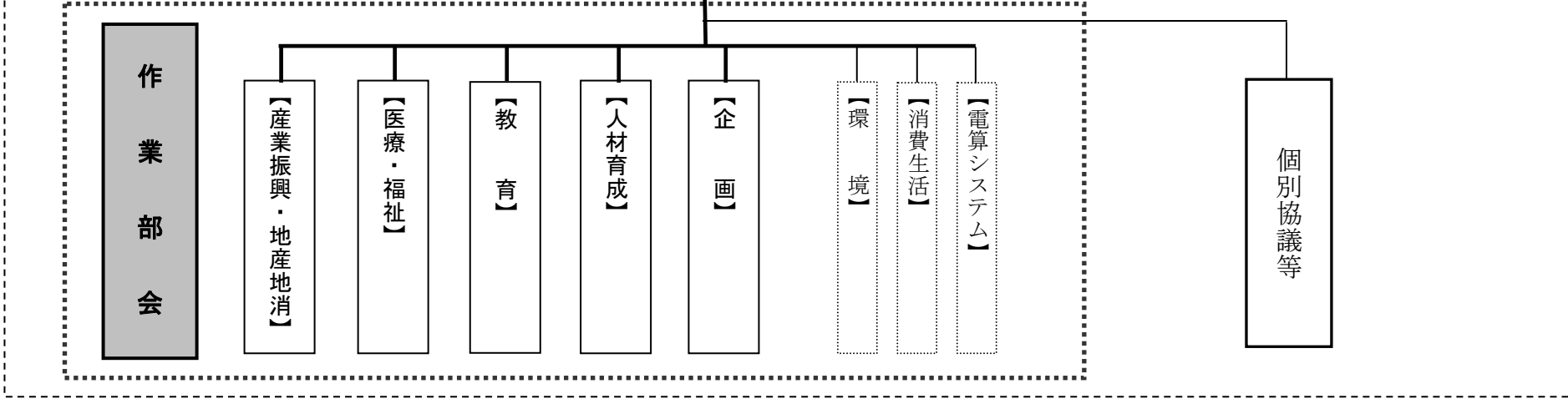


**十勝圏広域連携推進検討会議  
(既存組織)**

- 帯広市 : 両副市長、政策推進部長、政策室長
- 十勝町村会 : 副町村長会の会長及び副会長、事務局長
- 十勝圏複合事務組合 : 事務局長
- 十勝総合振興局 : 地域政策部長

**定住自立圏幹事会（19市町村の企画担当課長等）**

- 構成員：管内 19 市町村の企画担当課長（定住自立圏担当）
- 事務局：帯広市、十勝町村会、十勝圏複合事務組合、十勝総合振興局  
(関係機関は、必要に応じて、オブザーバーとして参加する。)



## (2) これまでの主な取組経過と今後の予定

### 1 調査・研究

- 平成21年11月13日 十勝広域連携推進検討会議開催  
・同会議の下に定住自立圏構想部会を設置
- 12月21日 第1回 定住自立圏構想部会開催  
(以降、平成22年10月までの間に5回開催し、連携の可能性を調査)
- 平成22年 2月26日 定住自立圏構想 勉強会開催  
・19市町村長・議長が参加
- 7月12日 19市町村での連携可能性調査(～9月11日)  
・調査結果：事前調査により各市町村から抽出された74事業中、52事業に連携の可能性
- 10月26日 第5回 定住自立圏構想部会開催  
・部会報告：十勝圏(19市町村)として定住自立圏形成の可能性ある

### 2 合意形成・中心市宣言

- ～11月10日 十勝圏広域連携推進検討会議、企画担当課長会議、副市町村長会議開催
- 11月26日 市町村長会議開催(19市町村の合意形成)  
・オール十勝での定住自立圏形成を目指し、19市町村で連携に向けた協議をすすめる
- 12月 6日 宣言文内容確認(～12月10日)  
・19市町村で中心市宣言文の内容を確認(十勝総合振興局、総務省にも確認)
- 12月15日 帯広市が中心市宣言  
・帯広市議会定例会において理事者報告

### 3 具体的な連携協議・手続条例可決

平成23年 1月11日 19市町村での連携希望調査（～1月26日）

- ・調査結果：連携希望事業を再調査し、60事業が連携の協議対象となる

～2月 3日 十勝圏広域連携推進検討会議、企画担当課長会議、副市町村長会議開催

2月 8日 市町村長会議開催

- ・定住自立圏構想を推進するため、定住自立圏幹事会、作業部会を設置する
- ・6月議会での定住自立圏形成協定の議決、10月1日までの共生ビジョン策定を目指す

2月 9日 定住自立圏幹事会

- ・8つの作業部会の設置等を決定  
（以降、月1回程度開催：作業部会の進捗、協定書や共生ビジョン案を作成）

2月下旬 作業部会等による連携協議開始

- ・各作業部会において、具体的な連携取組内容の協議が始まる

2月22日から4月28日までの間に、計14回の会議と  
32回の電子メールのやり取りによって、取組内容を協議  
※市町村の負担軽減のため、電子メールを積極的に活用した

**3月議会 定住自立圏形成協定等を議決事件とする条例可決（全市町村）**

- ・3月2日から25日までの間に、形成協定議決に必要となる手続条例が全市町村で可決

4月12日 定住自立圏幹事会

- ・各作業部会からの協議状況報告、今後のスケジュールなどを協議

4月26日 定住自立圏幹事会

- ・各作業部会からの協議結果報告、協定書の素案などを協議

#### 4 定住自立圏形成協定締結

～ 5月19日 副市町村長会議、定住自立圏幹事会開催

5月30日 市町村長会議開催（協定書案決定）

・定住自立圏幹事会の報告を受け、定住自立圏形成協定書案の内容を決定

**6月議会 定住自立圏形成協定締結についての議案可決（全市町村）**

・6月3日から24日までの間に形成協定締結の前提となる議案を全市町村で可決

**7月7日 定住自立圏形成協定締結（定住自立圏形成）**

・19市町村長による合同調印式を開催、十勝圏における定住自立圏を形成

#### 5 定住自立圏共生ビジョン策定（想定）

平成23年 6月28日 定住自立圏幹事会

・共生ビジョンの原案を協議 → 合同調印式の場で市町村長に提示

7月13日 共生ビジョン懇談会開催（委員には町村からも各1名参加）

・定住自立圏共生ビジョン原案を決定  
（9月初旬までの間に3回開催予定）

8月 3日 パブリックコメントを実施（十勝住民を対象 約30日間）

・十勝全域の住民を対象に共生ビジョン原案に対する意見を募集

9月中旬 市町村長会議（共生ビジョン決定）

・定住自立圏共生ビジョンを決定

**～9月末日 十勝定住自立圏共生ビジョン策定・公表**

幹事会、各作業部  
会等において、適  
宜、協議を行い、  
内容を修正する

策定以降

十勝圏における連携・協力関係をより深め、定住自立圏の取組を発展させる。（追加協定・共生ビジョン見直し）





# 中心市宣言

十勝は、北海道の南東部に位置し、周囲を大雪山系、日高山脈、太平洋などに囲まれ、内陸部に広がる十勝平野の中央を流れる十勝川水系や、国内有数の日照時間は、十勝の豊かな恵みとなっています。

十勝は、明治16年に入植した晩成社をはじめとする民間の入植者によって、開拓の鍬が入れられました。先人は、不屈のフロンティア精神によって、幾多の苦難を乗り越え、原始の大地に豊かな耕地を拓きました。以来120年余り、十勝は、その広大で肥沃な土地資源などの優位性を活かし、今日、我が国最大の食料供給基地として、その地位を確立しました。

帯広市は、十勝の中央に位置しており、産業・経済、教育、文化・スポーツ、医療、福祉、交通、行政など、都市機能が集積し、農林水産業を基盤とする十勝の中核都市として発展してきました。また、十勝の町村と日常生活や地域経済において一体的な圏域を形成しており、行政面においても、一部事務組合方式による事務の共同処理など多岐にわたって連携が図られています。

今日、わが国はグローバル化が進展する中で、少子高齢化の進行とともに本格的な人口減少時代を迎えており、特に地方圏においては、今後、その傾向がより一層進むものと予想されています。また、地方分権の進展により、基礎自治体である市町村の役割が増し、自治体を取り巻く環境が大きく変化する中であって、地域の意思と責任により自主・自立のまちづくりを進め、安定した地域社会を創ることが大変重要であります。

こうした状況のもと、大都市圏への人口流出を食い止め、地域が持続的に発展していくためには、一つの自治体が全ての機能を担うのではなく、中心市の都市機能や各々の自治体が有する資源、文化・歴史などを活かし、連携・協力と役割分担によって、地域全体の活性化や魅力づくりをすすめ、国内外に発信していく必要があります。

このため、十勝の優位性を活かした地域産業政策「フードバレーとかち」の推進や、地域の安全・安心を支える医療・福祉・環境など様々な分野での連携した取組みを十勝全体ですすめたいと考えています。

帯広市は、十勝の歴史的・経済的な強い結びつきのもと、十勝に暮らす住民の豊かな生活を確保し、十勝の更なる発展と魅力の向上を目指し、ここに十勝の中心的な役割を果たす市として、全力で取り組むことを宣言します。

平成22年12月15日

帯広市長 米 沢 則 寿

## 1 都市機能の集積状況

本市における公共施設等による各種サービス機能、医療、福祉、教育、文化・スポーツ、産業・経済、交通、その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況は、概ね以下のとおりです。

| 項目  | 都市機能   | 施設名等   |
|-----|--|--|
| 行政等 | 国の機関   | 北海道開発局帯広開発建設部、札幌防衛施設局帯広防衛施設支局、自衛隊帯広地方協力本部、陸上自衛隊第5旅団、釧路地方法務局帯広支局、釧路保護観察所帯広駐在官事務所、釧路地方検察庁帯広支部（帯広・本別区検察庁）、釧路地方裁判所帯広支部、釧路家庭裁判所帯広支部、帯広簡易裁判所、北海道財務局帯広財務事務所、帯広税務署、北海道農政事務所（地域第六課、帯広統計・情報センター）、北海道森林管理局帯広事務所、十勝西部森林管理署、帯広労働基準監督署、帯広社会保険事務所、帯広公共職業安定所、北海道運輸局帯広運輸支局、東京航空局帯広空港出張所、帯広測候所、新千歳航空測候所帯広空港出張所 |
|     | 道の機関   | 十勝総合振興局、十勝教育局、十勝機動警察隊、帯広警察署、航空隊帯広分遣隊   |
|     | 一部事務組合（広域施設）   | くりりんセンター、中島処理場、十勝川流域下水道浄化センター  |
|     | 関係機関（独立行政法人など）                                       | 種苗管理センター十勝農場、水産総合研究センター（さけますセンター帯広事務所）、国立病院機構帯広病院、国際協力機構帯広国際センター、北方圏センター帯広国際センター、十勝産業振興センター、十勝圏地域食品加工技術センター、帯広職業能力開発センター   |
| 交通  | 空港・空路  | とち帯広空港 帯広⇄東京   |
|     | 駅・鉄路   | 帯広駅、柏林台駅、西帯広駅、帯広駅（貨物駅） JR根室本線  |
|     | 都市間バス  | 帯広⇄札幌、釧路、旭川、新千歳空港  |
|     | 路線バス   | 十勝バス、北海道拓殖バス   |
|     | 国道   | 国道38号、236号、241号、242号   |
|     | 高速道路<br>高規格道路  | 道東自動車道 帯広JCT（芽室町）、音更帯広IC（音更町）<br>帯広広尾自動車道 芽室帯広IC（芽室町）、帯広川西IC、幸福IC  |
| 医療  | 3次救急医療   | JA北海道厚生連帯広厚生病院救命救急センター   |
|     | 2次救急医療   | 社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院、財団法人北海道医療団帯広第一病院、JA北海道厚生連帯広厚生病院、医療法人社団刀圭会協立病院、医療法人社団博愛会開西病院、社会医療法人北斗北斗病院   |
|     | 1次救急医療   | 帯広市夜間急病センター、在宅当番医（社団法人帯広市医師会）  |
|     | 市内医療機関   | 病院17機関、診療所109機関、歯科診療所103機関   |
|     | 災害拠点病院<br>地域がん診療連携拠点病院<br>へき地医療拠点病院<br>総合周産期母子医療センター | JA北海道厚生連帯広厚生病院   |
|     | 地域周産期母子医療センター  | 社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院  |

| 項 目    | 都市機能                      | 施 設 名 等  |
|--------|---------------------------|--|
| 福祉     | 高齢者・介護施設等                 | 養護老人ホーム 2 施設、特別養護老人ホーム 5 施設、介護老人保健施設 4 施設、介護療養型医療施設 1 施設、(介護・介護予防) デイサービスセンター 30 施設、地域包括支援センター及び在宅介護支援センター 8 施設、ケアハウス 1 施設、生活支援ハウス 2 施設、認知症高齢者グループホーム 29 施設、小規模多機能型居宅介護施設 4 施設、老人福祉センター 1 施設 |
|        | 障害者施設等                    | 知的障害者更生施設 9 施設、グループホーム・ケアホーム 32 施設、福祉ホーム 2 施設、地域活動支援センター 11 施設   |
|        | 児童福祉施設等                   | 知的障害児施設 1 施設、知的障害児通園施設 1 施設、発達支援センター 1 施設、児童養護施設 1 施設、重度心身障害児施設 1 施設、認可保育所(市立：10 施設、法人立：16 施設)、児童保育センター 27 施設、助産施設 2 施設  |
|        | その他の社会福祉施設等               | 救護施設 1 施設、無料低額診療施設 2 施設、更生保護施設 1 施設、点字図書館 1 施設、盲人ホーム 1 施設  |
| 教育     | 大学                        | 帯広畜産大学、航空大学校帯広分校<br>放送大学帯広学習室、星槎大学帯広サテライト  |
|        | 専修学校等                     | 北海道帯広高等技術専門学院、帯広文化専門学校、帯広調理師専門学校、帯広市医師会看護高等専修学校、帯広高等看護学院、帯広コア専門学校、北海道社会事業協会帯広看護専門学校、帯広美術工芸学院   |
|        | 高等学校                      | 道立 5 校、市立 1 校、私立 2 校   |
|        | 小中学校                      | 小学校 26 校、中学校 15 校  |
|        | 特別支援学校                    | 北海道帯広盲学校、北海道帯広聾学校、北海道帯広養護学校  |
|        | 幼稚園                       | 14 施設  |
| 文化スポーツ | 文化・社会教育施設                 | 道立帯広美術館、とがちプラザ、図書館、動物園、児童会館、百年記念館、市民文化ホール、市民ギャラリー、植村直己記念館、埋蔵文化財センター、生活館、岩内自然の村山の家、おびひろグリーンステージ   |
|        | スポーツ施設                    | 総合体育館、帯広の森運動施設(明治北海道十勝オーバル(屋内スピードスケート場)、体育館、アイスアリーナ、スポーツセンター、陸上競技場、弓道場・アーチェリー場、研修センター、プール、野球場、テニスコート、球技場など)、伏古別公園野球場、すぱーく帯広、南町テニスコート場、自由が丘公園庭球場、南町球場、帯広の森平和球場、十勝川河川敷運動施設、札内川河川敷運動施設          |
| 産業経済等  | 観光施設                      | ばんえい競馬、とがちむら、愛国駅・幸福駅、岩内仙峡、ポロシリ自然公園、緑ヶ丘公園、北の屋台  |
|        | 商業施設                      | (店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 超) 50 店舗  |
|        | 農業施設                      | 農業技術センター、とがち大平原交流センター、帯広の森市民農園サラダ館、八千代公共育成牧場、畜産研修センター、畜産物加工研修センター  |
|        | 映画館                       | 2 施設(うちシネマコンプレックス 1 施設)  |
|        | 流通施設                      | 帯広地方卸売市場など   |
|        | 宿泊施設                      | (収容人数 100 人以上) 13 施設   |
|        | 金融機関等                     | 銀行等 37 店舗、農協系金融機関 9 店舗、郵便局 34 店舗<br>日本銀行釧路支店帯広事務所  |
| テレビ・FM | ケーブルテレビ 1 局、コミュニティ FM 2 局 |  |

## 2 都市機能の利用状況

本市の都市機能の利用状況は、概ね以下のとおりです。

### (1) 一次救急医療の利用状況

[平成 21 年度]

|      | 夜間急病センター<br>患者数 | 在宅当番医<br>患者数 | 一次救急合計<br>患者数 | 構成比     |
|------|-----------------|--------------|---------------|---------|
| 帯広市内 | 3,711 人         | 13,757 人     | 17,468 人      | 67.82%  |
| 管内町村 | 1,498 人         | 5,852 人      | 7,350 人       | 28.54%  |
| その他  | 257 人           | 681 人        | 938 人         | 3.64%   |
| 合計   | 5,466 人         | 20,290 人     | 25,756 人      | 100.00% |

[市健康推進課調]

### (2) 二次救急医療の利用状況

[平成 21 年度]

|      | 患者数     | 構成比     |
|------|---------|---------|
| 帯広市内 | 2,760 人 | 54.73%  |
| 管内町村 | 2,036 人 | 40.37%  |
| その他  | 247 人   | 4.90%   |
| 合計   | 5,043 人 | 100.00% |

[市健康推進課調]

### (3) 帯広市図書館の利用登録状況 [平成 21 年度末現在]

|         | 利用登録者数   | 構成比    |
|---------|----------|--------|
| 帯広市内    | 48,444 人 | 80.75% |
| 管内町村    | 11,479 人 | 19.14% |
| その他(管外) | 66 人     | 0.11%  |
| 合計      | 59,989 人 | 100.0% |

[市図書館調]

### (4) 帯広の森運動施設区の主な施設の利用状況

[平成 21 年度]

| 施設名           | 利用者数※     | 施設名            | 利用者数※     |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| 明治北海道十勝オーバル ※ | 175,784 人 | 帯広の森野球場        | 47,419 人  |
| 帯広の森アイスアリーナ   | 62,607 人  | 帯広の森テニスコート     | 124,289 人 |
| 帯広の森第二アイスアリーナ | 34,276 人  | 帯広の森市民プール      | 148,996 人 |
| 帯広の森体育館       | 93,990 人  | 帯広の森弓道場・7-チリ-場 | 25,902 人  |
| 帯広の森陸上競技場     | 61,687 人  | 帯広の森スポーツセンター   | 42,023 人  |
| 帯広の森球技場       | 19,228 人  | 帯広の森研修センター     | 14,366 人  |

[市スポーツ振興室調]

※ 利用者数は、市内外を問わず、施設の利用者と入場者(観覧者)を合計したものです。

※ 明治北海道十勝オーバルは、平成 21 年 9 月 1 日開館。

### 3 周辺町村との連携を想定する取組

帯広市が周辺町村と連携することを想定する取組は次のとおりです。なお、取組の詳細については、連携する町村と協議のうえ決定します。

#### (1) 生活機能の強化に関する取組

##### ①医療

圏域住民の安全・安心な生活を確保するため、地域の医療体制や救急医療体制の充実などについて、連携して取組をすすめます。

##### ②福祉

圏域住民が住み慣れた地域で安心して子どもを産み育てることができ、生き生きと暮らせる環境をつくるため、子育て支援の充実や福祉関連施設の運営などについて、連携して取組をすすめます。

##### ③教育

圏域住民が生涯を通して学べる機会の充実を図るため、図書館など教育施設の共同利用や文化・スポーツ・体験学習事業の実施などについて、連携して取組をすすめます。

##### ④産業振興

圏域経済の活性化と発展を図るため、農商工・産学官の連携、地域ブランドの確立、観光客の誘致、企業の誘致、雇用の確保などについて、連携して取組をすすめます。

##### ⑤その他

上記に掲げるもののほか、低炭素社会の実現に向けた環境保全への取組など生活機能の強化に関して、連携して取組をすすめます。

#### (2) 結びつきやネットワークの強化に関する取組

##### ①地域公共交通

圏域住民の日常生活における移動手段を確保するため、バスなど公共交通の活性化について、連携して取組をすすめます。

##### ②ICTインフラ整備

圏域住民及び圏域外住民へのICTの活用による効果的なサービスの提供を促進するため、観光情報のネットワーク化などについて、連携して取組をすすめます。

### ③道路等の交通インフラ整備

圏域内外の交流促進や利便性の向上を図るため、高速 IC を生かした地域振興と整備促進などについて、連携した取組をすすめます。

### ④地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

地場農畜産物の消費拡大と地産地消を促進するため、販売システムの構築や地場産品愛用運動の展開などについて、連携して取組をすすめます。

### ⑤地域内外の住民との交流・移住促進

圏域内への移住・定住や圏域外住民との交流を促進するため、移住交流に関する体験事業の実施や一元的な情報の提供などについて、連携して取組をすすめます。

### ⑥その他

上記に掲げるもののほか、消費生活相談業務など結びつきやネットワークの強化に関して、連携して取組をすすめます。

## (3) 圏域マネジメント能力強化に関する取組

### ①人材の育成・職員の交流

地域の担い手確保や自治体職員等の能力向上を図るため、圏域外の専門家の招へいや合同研修会の実施、自治体職員の研修や交流などについて、連携して取組をすすめます。

### ②その他

上記に掲げるもののほか、圏域マネジメント能力強化に関して、連携して取組をすすめます。

## 4 帯広市への通勤通学割合が0.1以上である町村

帯広市への通勤通学割合が0.1以上の町村は、次のとおりです。

・音更町 ・士幌町 ・清水町 ・芽室町 ・中札内村 ・幕別町 ・池田町

## 5 上記のほか、帯広市と連携する意思を有する町村

上記のほか、帯広市と連携する意思を有する町村は、次のとおりです。

・上士幌町 ・鹿追町 ・新得町 ・更別村 ・大樹町 ・広尾町  
・豊頃町 ・本別町 ・足寄町 ・陸別町 ・浦幌町

# 定住自立圏の形成に関する協定書

サ   ン   プ   ル

(全町村同一内容)

平成23年7月

帯広市・〇〇町（村）



## 定住自立圏の形成に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と〇〇町（村）（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、連携協力と役割分担によって、十勝に暮らす住民の豊かな生活の確保と十勝の更なる発展と魅力の向上を図るため、定住自立圏の形成に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携し、又は協力するものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

### （事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

### （協定の変更）

第5条 この協定を変更する場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月7日

帯広市西5条南7丁目1番地

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

〇〇郡〇〇町(村) 〇〇番地

乙 〇〇町(村)

〇〇町(村)長 〇〇 〇〇

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

（1）救急医療体制の確保

| 取組内容   | 甲の役割  | 乙の役割  |
|--|---|---|
| 圏域の救急医療体制を確保するため、圏域唯一の三次医療機関である救急救命センターの維持・充実を図るとともに、患者の症状に応じた適切な医療機関の利用の啓発に努める。 | ア 救急医療体制の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。<br>イ 適切な救急医療機関の利用について、甲の住民に啓発を行う。 | ア 救急医療体制の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。<br>イ 適切な救急医療機関の利用について、乙の住民に啓発を行う。 |

（2）地域医療体制の充実

| 取組内容  | 甲の役割  | 乙の役割  |
|---|---|---|
| 圏域の地域医療体制の充実を図るため、圏域内における医療従事者の確保に努めるとともに、圏域が抱える地域医療の課題解決に向けた検討をすすめる。 | ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。<br>イ 検討会議を主催するなど圏域が抱える地域医療の課題解決に向け、乙と連携して取組をすすめる。 | ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。<br>イ 甲が主催する検討会議に参加するなど圏域が抱える地域医療の課題解決に向け、甲と連携して取組をすすめる。 |

2 福祉

（1）地域活動支援センターの広域利用の促進

| 取組内容                                      | 甲の役割  | 乙の役割                       |
|---|---|----------------------------|
| 障害者の自立と社会参加の促進を図るため、地域活動支援センターの広域利用をすすめる。 | ア 地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。<br>イ 連携に関する調整や助言を行う。 | 地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。 |

(2) 保育所の広域入所の充実

| 取組内容   | 甲の役割                                 | 乙の役割                                 |
|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化に対応した保育所の広域入所など圏域の子育て支援の取組をすすめる。 | 保育サービスの充実を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。 | 保育サービスの充実を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。 |

3 教育

(1) 図書館の広域利用の促進

| 取組内容                           | 甲の役割  | 乙の役割   |
|--------------------------------|---|--|
| 図書館の広域利用を促進するため、図書館相互の連携を強化する。 | 圏域の郷土資料や行事等の情報収集、職員の資質向上の取組など、図書館の連携強化に関する総合的な調整を行うとともに、圏域の図書館情報を甲の住民に提供する。 | 甲と連携して、図書館の連携強化に取り組むとともに、圏域の図書館情報を乙の住民に提供する。 |

(2) 生涯学習の推進

| 取組内容                             | 甲の役割  | 乙の役割  |
|----------------------------------|---|---|
| 圏域住民の生涯学習を推進するため、生涯学習施設の利用を促進する。 | 圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、甲の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを乙と連携して取り組む。 | 圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、乙の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを甲と連携して取り組む。 |

#### 4 産業振興

##### (1) 農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進

| 取組内容   | 甲の役割   | 乙の役割  |
|--|--|---|
| 財団法人十勝圏振興機構や関係機関と連携して、農商工・産学官連携事業を推進するとともに、十勝圏域における地域ブランド（十勝ブランド）確立のため、PR事業などの取組をすすめる。 | <p>ア 財団法人十勝圏振興機構など関係機関との連絡調整を図るとともに、乙と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。</p> <p>イ 地域ブランドの確立に向けた取組を乙と連携して行う。</p> | <p>ア 財団法人十勝圏振興機構など関係機関や甲と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。</p> <p>イ 地域ブランドの確立に向けた取組を甲と連携して行う。</p> |

##### (2) フードバレーとかちの推進

| 取組内容                                      | 甲の役割   | 乙の役割                                       |
|---|--|--|
| 農林水産業や食を柱とする地域産業政策「フードバレーとかち」を、圏域全体で推進する。 | 「フードバレーとかち」を推進するため、協議会を設置・運営するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を乙と連携して推進する。 | 協議会に参画するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を甲と連携して推進する。 |

##### (3) 企業誘致の推進

| 取組内容  | 甲の役割  | 乙の役割  |
|---|---|---|
| 首都圏などの企業への発信力を高めるため、圏域が一体となった企業立地PRを行うとともに、圏域への誘致を実現するための連携体制を構築する。 | <p>ア 圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約や連絡調整を行う。</p> <p>イ 連携体制の構築に向けた調整を行う。</p> | <p>ア 圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約などに協力する。</p> <p>イ 連携体制の構築に向け、甲と連携して取り組む。</p> |

(4) 中小企業勤労者の福祉向上

| 取組内容   | 甲の役割                                  | 乙の役割                                  |
|--|---------------------------------------|---------------------------------------|
| とちぎ勤労者共済センターが実施する福利厚生事業の実施に対する必要な支援を行うとともに、中小企業の加入促進に向けた取組をすすめる。 | 市町村連絡協議会を主催するとともに、甲の区域内の企業に対し加入を促進する。 | 市町村連絡協議会に参加するとともに、乙の区域内の企業に対し加入を促進する。 |

(5) 広域観光の推進

| 取組内容  | 甲の役割   | 乙の役割   |
|---|--|--|
| 十勝観光連盟をはじめとする観光関連団体と連携してイベントなどを行うとともに、観光案内所やコンベンション施設、体験観光など広域観光に関する情報の共有や取組の充実を図る。 | <p>ア 帯広観光コンベンション協会と十勝観光連盟の連携を強化する。</p> <p>イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報などの集約や調整を行う。</p> <p>ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、周遊ルートの開発や観光情報の提供を行う。</p> | <p>ア 十勝観光連盟の事業に参画する。</p> <p>イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の提案や各種イベント情報の集約に協力する。</p> <p>ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、観光資源の開発や観光情報の提供を行う。</p> |

(6) 農業振興と担い手の育成

| 取組内容  | 甲の役割  | 乙の役割   |
|---|---|--|
| 営農技術の向上や防疫対策など農業振興に関する広域的な取組をすすめるとともに、地域の担い手を育成するため、合同研修会などを開催する。 | <p>ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約や関係機関との連絡調整を図るとともに、甲の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。</p> <p>イ 合同研修会の開催に関する調整を行う。</p> | <p>ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約に協力するとともに、乙の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。</p> <p>イ 合同研修会の開催に関して、甲と連携して取り組む。</p> |

(7) 鳥獣害防止対策の推進

| 取組内容  | 甲の役割  | 乙の役割                           |
|---|---|--------------------------------|
| 被害情報や出没情報など、圏域内の鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、効率的・効果的な駆除を推進する。 | 鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、関係町村と調整を図るとともに、対象鳥獣の駆除を行う。 | 鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、対象鳥獣の駆除を行う。 |

5 環境

(1) 地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築

| 取組内容  | 甲の役割  | 乙の役割                       |
|---|---|----------------------------|
| 地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減や吸収に寄与する地域の特色を活かした様々な取組を行い、圏域全体で地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の構築を目指す。 | 環境モデル都市として、環境モデル都市行動計画に基づいた先駆的な取組を推進するとともに、圏域への波及を図るため、事業の効果、知見についての情報提供や連携に必要な調整を行う。 | 低炭素社会の構築に向けた取組を甲と連携して推進する。 |

6 防災

(1) 地域防災体制の構築

| 取組内容                                    | 甲の役割   | 乙の役割   |
|---|--|--|
| 圏域の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における相互応援体制を構築する。 | <p>ア 大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。</p> <p>イ 甲の地域における防災体制の充実に努める。</p> | <p>ア 甲と連携し、大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。</p> <p>イ 乙の地域における防災体制の充実に努める。</p> |

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

(1) 地域公共交通の維持確保と利用促進

| 取組内容   | 甲の役割                             | 乙の役割                             |
|--|----------------------------------|----------------------------------|
| 圏域住民の移動手段の確保や利便性の向上を図るため、生活交通路線の維持確保と利用促進の取組をすすめる。 | 生活交通路線の維持確保と利用促進に向けた取組を乙と連携して行う。 | 生活交通路線の維持確保と利用促進に向けた取組を甲と連携して行う。 |

2 地産地消の推進

(1) 地産地消の推進

| 取組内容  | 甲の役割  | 乙の役割  |
|---|---|---|
| 消費者が圏域の地産地消情報を入手できる環境を整備するとともに、関係機関と連携した取組を展開し、地産地消を推進する。 | ア 圏域の地産地消に係るイベントや生産者の情報を集約するとともに、圏域の地産地消情報を甲の住民に提供する。<br>イ 地産地消に関するイベントなどに取り組む。 | ア 地産地消に係るイベントや生産者の情報の集約に協力するとともに、圏域の地産地消情報を乙の住民に提供する。<br>イ 地産地消に関するイベントなどに取り組む。 |

3 移住・交流の促進

(1) 移住・交流の促進

| 取組内容                          | 甲の役割                                     | 乙の役割                                |
|-------------------------------|--|-------------------------------------|
| 圏域の移住関連情報を一体的に発信し、移住・交流を促進する。 | 帯広市東京事務所など甲の都市機能を活用し、圏域の移住関連情報を一体的に発信する。 | 甲の都市機能の活用や各種事業などを通して、乙の移住関連情報を発信する。 |



別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材育成

（1）職員研修及び圏域内人事交流

| 取組内容  | 甲の役割   | 乙の役割   |
|---|--|--|
| 圏域内市町村職員の資質向上や人的ネットワークの構築を図るため、職員研修を合同で実施するとともに、圏域内人事交流を行う。 | ア 甲が実施する職員研修に関する情報を乙に提供し、乙の職員が参加する機会を設ける。<br>イ 必要に応じて圏域内人事交流を行う。 | ア 甲が実施する職員研修に協力するとともに、必要に応じて乙の職員を参加させる。<br>イ 必要に応じて圏域内人事交流を行う。 |